

豊後高田市地域おこし協力隊募集要項

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。

本市には、中心市街地活性化のモデルとして全国的にも有名になった昭和をテーマに商店街を活性化した「昭和の町」や、国宝富貴寺大堂に代表される神仏習合の「六郷満山文化」、中世の荘園村落の姿を今に残し、国重要文化的景観に選定された「田染荘小崎」、日本風景街道に認定された風光明媚な海岸線、泉質の異なる6つの温泉など数多くの観光資源を有するとともに、市が運営する公設の塾である「学びの21世紀塾」に代表される「教育のまちづくり」、さらに、「子育て環境大分県一」を目指しての取り組みなど多彩な取り組みを行っており、近年は、過疎地では奇蹟ともいえる社会増を実現しています。

しかしながら、人口減少は止まっていない状況であり、本市では、更なる魅力あるまちづくりを推進し、地域の個性を活かした振興を図るため「豊後高田市地域おこし協力隊」を募集します。都市部の方の「新しい力」をお待ちしております。

1 業務概要

「そば打ち×農業」による田染地域振興事業

豊後高田市田染地域は、国宝富貴寺大堂をはじめとする由緒ある神社仏閣と、国重要文化的景観に選定された田染荘小崎などの自然に囲まれた、古き良き日本を体感できる地域です。

今回は、この地域を舞台に本市特産品「そば」の消費拡大に向け、協力隊員自らがそば打ち職人となりそば屋の開業を目指します。応募時点でのそば打ち経験の有無は問いません。技術は市内のそば打ち職人養成施設で習得可能なため、任期中の開業に向けて研修を行っていただきます。

併せて、田染地域の営農組合に所属し、後継者不足が進む農業の担い手としてそばや大豆、水稻などの栽培に従事していただきます。このように、そば職人としての開業による収入と農作物栽培による収入を合わせた「半農半X」の生活スタイルを確立させ、地方での移住定住のモデルケースにつなげます。

それ以外にも、歴史や景観など、田染地域に今ある観光資源を活かしてどうやって人を呼び込むか。住民と協力しながら、新たなツアーの企画や、地元の農産物を使った加工品の開発・販売など、都市部からの観光客に田舎の良さを存分に味わってもらうための様々な活動があります。

協力隊員を中心としたこれらの活動により、田染地域の交流人口拡大とそこで働く人々の所得向上を図ることを今回の業務目的とします。

2 募集人数 1人

3 応募資格

- ① 3大都市圏や政令指定都市における都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）の者で、豊後高田市地域おこし協力隊隊員として、採用後、豊後高田市に住民票を異動し、かつ、居住することができる者

※詳細な対象地域についてはお問合せください。

- ② 豊後高田市地域おこし協力隊として、おおむね1年以上活動できる者
- ③ 心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲と情熱を持って活動できる者
- ④ 普通自動車運転免許を取得している者（着任までに取得見込みの者を含む。）
- ⑤ パソコンの一般的な操作ができる者
- ⑥ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者
- ⑦ 特記事項

・そば打ち初心者大歓迎！！

そば打ち職人として田染地域でそば屋開業を目指しましょう！

※協力隊の業務として任期中にそば打ちの講習が受講可能です。

4 活動場所 豊後高田市内 外

（勤務地） ほたるの館（豊後高田市田染小崎 2596）

5 勤務日数及び勤務時間

- （1） 勤務日数は、月に17日とし、シフト勤務となります。
- （2） 勤務時間は、8時30分から17時まで（12:15～13:00は休憩時間）の1日7時間45分を基本とし、シフト勤務により変動があります。

6 雇用形態・期間

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として、豊後高田市長が委嘱します。
- （2） 委嘱期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日で、最長令和6年11月30日まで期限延長を行う場合があります。
- （3） 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 待遇・福利厚生

- （1） 月額166,800円を支給します。（社会保険料等自己負担分を含む・通勤手当・賞与あり）
- （2） 社会保険、雇用保険、労災保険に加入します。

- (3) 任期中の住居は、豊後高田市内の借家を豊後高田市が借り上げます。(借家人賠償責任保険付火災保険に加入していただきます。生活必需品、光熱水費、共益費、保険料、自治会費等は自己負担です。)
- (4) 活動に必要な車輛等は、豊後高田市が用意します。(活動目的以外には使用できません。)
- (5) 引越しかかる費用は自己負担です。ただし、子育て世代(18歳未満の子どもがいる世帯)には、助成制度があります。

8 応募手続き

(1) 提出書類

下記の提出書類を、11月5日(金)までに豊後高田市農業振興課まで郵送又は持参してください。

土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため受付できません。また、郵送の場合、締切日当日までの消印有効とします。

① 応募用紙兼履歴書 1部

※ 市ホームページよりダウンロードしてください。

※ 郵送請求する場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募用紙請求書」と朱書きし、94円切手を貼った返信用封筒(宛先及び郵便番号を明記したもの)を必ず同封の上、送付してください。

② 住民票の抄本 1部

③ 運転免許の写し(両面) 1部

※ 提出された応募用紙兼履歴書等は、返却いたしません。

9 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

(1) 選考(面接)

① 書類、面接による審査を行います。面接は、11月中旬に豊後高田市で開催します。詳細は、別途お知らせします。

② 選考結果(最終)は、11月中旬に受験者全員に文書にて通知します。

※ 面接にかかる交通費等は自己負担となります。

10 その他

私用及び通勤のための交通手段(自動車等)の持ち込みをお勧めします。

11 応募・問合せ先

豊後高田市役所 豊後高田市農業振興課

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町3 9 番地 3

TEL : 0978-22-3100 FAX : 0978-22-2725

URL : <http://www.city.bungotakada.oita.jp/>